

## **[事案 29-317] 損害賠償請求**

・平成 31 年 1 月 17 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人から案内がなく、団体扱契約\*の締結が遅れたことにより団体事務手数料が得られなかったとして、同手数料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

(\*) 本事案では、従業員を被保険者とする法人契約等が一定数以上ある場合に、契約者である法人が、各契約の保険料を一括して保険会社に払い込むとともに、各契約の収納・保全等の一部事務を行うための経費として、保険会社から事務手数料を受け取る契約。

### **<申立人の主張>**

平成 29 年 8 月に保険会社と締結した団体扱契約について、平成 11 年時点で契約件数の要件を満たし締結可能であったが、募集人から本制度の説明がなく、締結できなかった。本契約は保険料の実質的割引であり、募集人の説明義務違反であるので、平成 11 年以降、団体扱契約を締結していた場合に得られた団体事務手数料相当額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 団体事務手数料は、法人が従業員からの保険料徴収等を行う事務負荷に対する対価として支払っているもので、保険料の割引ではない。
- (2) 募集人には、団体扱契約を勧誘または説明する法的義務は存在しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、平成 11 年以降の募集人による団体扱契約の説明状況等を把握するため、申立人の取締役および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。